

「福祉除雪サービス事業」と「屋根雪下ろし助成事業」のご案内

福祉除雪サービス事業

ひと冬に3回まで、無料で以下のサービスをご利用できます。

- 玄関先から公道までの幅1m程度の生活路の除雪
 - 「通気口がふさがる」「窓ガラスが破損する恐れがある」等の危険な箇所の除雪
 - × 賃貸住宅、店舗、車庫、物置、裏口の生活路等の除雪は対象外です。
- ※ 日時指定はできません。



屋根雪下ろし助成事業

ひと冬に10,000円を上限に屋根雪下ろしに要した費用を助成します。

- 助成金を申請する方が、現に住んでいる住宅が対象です。
- × 入院中、施設入所中などの場合は対象となりません。
- × 賃貸住宅、店舗、車庫、物置等の雪下ろしは対象となりません。

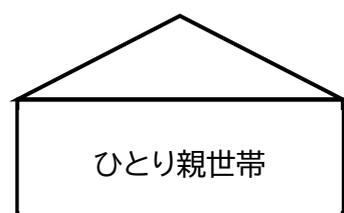
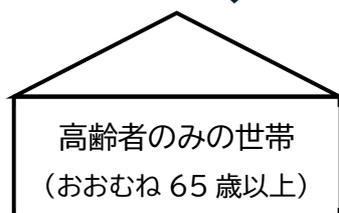


利用対象世帯について

1. 今年度の市民税所得割が課税されていない世帯
2. 自力での除排雪が困難な世帯
3. 除排雪を援助してくれる親族、知人等が近くにいない世帯
4. 敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置を設置していない世帯



これら4つの条件を満たした以下のいずれかの世帯が対象です。

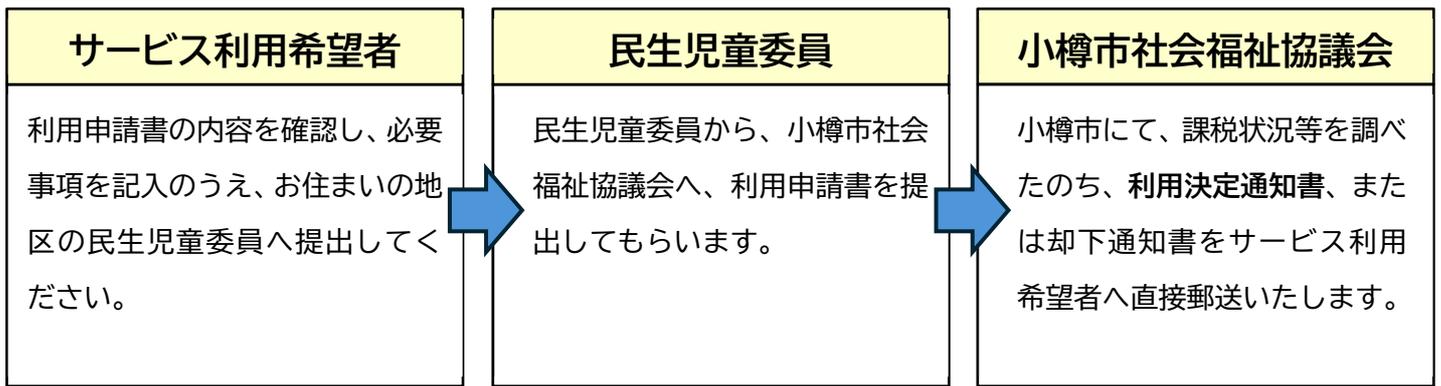


このほか、上記に準ずる世帯、重度の知的障がいや精神障がい等により、自力での除雪が困難な方のみの世帯も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

※ 生活保護世帯は対象となりません。

※ 生活保護世帯の除雪については、担当のケースワーカーへご相談ください。

利用の申し込みについて



※ お住いの地区の民生児童委員がわからない場合は、小樽市社会福祉協議会までお問い合わせください。

申請期間

※ 福祉除雪、屋根雪下ろし助成ともに、利用には事前の申請が必要です。

令和6年9月20日(金)～令和7年2月28日(金)

実施期間

※ 利用決定を受けた方が、福祉除雪を利用できる期間及び屋根雪下ろし助成金を請求できる期間です

令和6年12月2日(月)～令和7年3月14日(金)

利用決定後のサービス利用について

福祉除雪サービスを利用したいとき

- 除雪をしてほしいときに、お住いの地区の民生児童委員へ連絡してください。
- 降雪量が多い時などには、除雪に何うまで時間をいただく場合がございます。
- 利用回数、除雪箇所につきましては、表面をご参照いただき、適切にサービスをご利用ください。

雪下ろしにかかった費用の助成を受けたいとき

- ご自身で業者を手配して、雪下ろしを実施してください。
- 雪下ろし実施後、決定通知に同封された「屋根雪下ろし助成金請求書」に必要事項をご記入のうえ、領収書と一緒に令和7年3月14日(金)【必着】までに社会福祉協議会へ郵送してください。
- 書類を確認したのち、社会福祉協議会からご本人の口座へ、助成金をお振込みいたします。

お問い合わせ先

小樽市社会福祉協議会 地域福祉係

〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター内

電話:23-7847 FAX:32-5641 メール:o-chifuku2023@otaru-shakyo.jp